

社会福祉法人神教福祉会
評議員・役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神教福祉会(以下「本会」という)の定款第 8 条及び定款第 2 1 条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第 2 条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第 5 条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第 1 5 条及び定款第 1 6 条第 1 項による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、出張旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第 3 条 評議員、役員の報酬は日額とし、評議員会、理事会、監事監査等への出席の都度、定款第 8 条に定める金額の範囲内で、別表第 1 に基づき支給することができる。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員、役員には、支給しない。

2 本会の給与規程に基づき、給与の支給を受ける役員には支給しない。

(報酬支払方法)

第 4 条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第 5 条 本会は、第 2 条の第 1 号、第 2 号による評議員、役員がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用弁償の額は実費とする。ただし出張旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、本会の出張旅費規程に基づき算出するものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、その実費を遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年7月1日より施行する。

別表1 評議員、役員報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)
評議員、役員	5,000円 (支払金額5,568円 源泉徴収税額568円)